

2013年8月14日  
全4頁ニュース  で見かける  
官民連携のキーワード 第2回

# コンセッションとは？

金融調査部 主任研究員  
中里 幸聖

P F I (Private Finance Initiative) や P P P (Public Private Partnerships) に関連して、「コンセッション方式」、あるいは単に「コンセッション」という言葉がニュースにたびたび登場しています。コンセッションは欧米で普及した P P P の一形態で、内閣府の資料などでは「公共施設等運営権制度」という日本語が充てられています。今回はコンセッション（公共施設等運営権制度）について解説し、その意義とわが国での実現に向けた動きを紹介します。

## 1 公共施設の運営は民間でもOK

市立体育館や市営プールは、市が運営しているのが通常ですが、その運営を民間企業などに任せることも可能です。その際、民間企業は事前にプールなどの施設を運営する権利を市から買い取って、その施設運営に伴う利用料金を自分の収入とします。この権利が「公共施設等運営権」で、銀行借入の担保にすることや売買することも可能になります<sup>1</sup>。ただし、施設のオーナーはあくまで市です。このように権利を民間企業に移転することによって、公共施設などのインフラストラクチャー（以下、インフラ）などの運営に民間企業の長所を取り込もうという P P P の一形態が、ニュースでもたびたび登場するコンセッション（公共施設等運営権制度）です。体育館やプールなど比較的小規模な公共施設だけでなく、上下水道や道路、空港などの大規模なインフラにコンセッションを積極的に活用しようという試みが進められています。

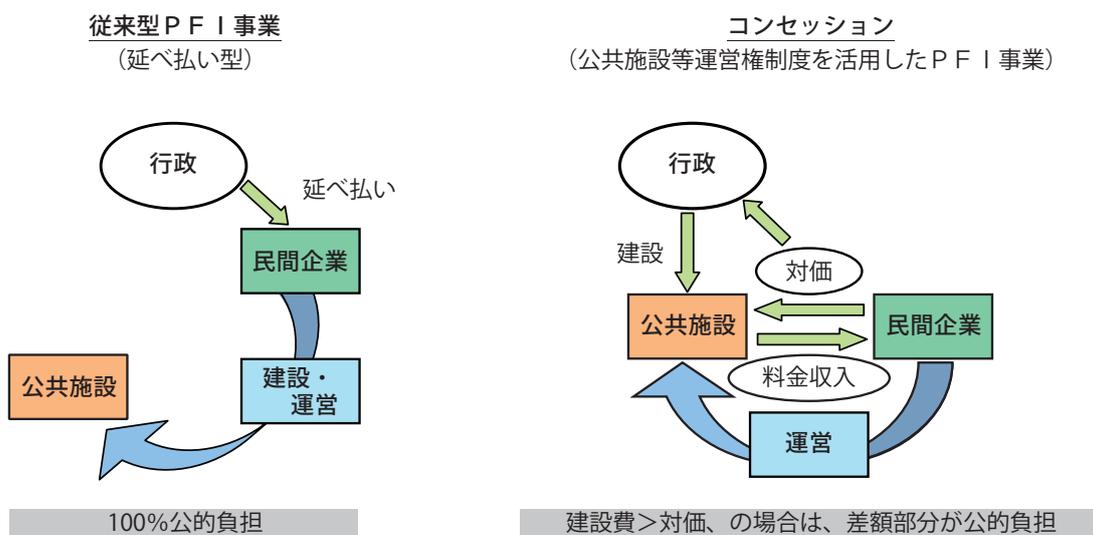
わが国では、公共のインフラの建設から運営まで行政（あるいは行政が設立した組織等。例えば高速道路におけるかつての日本道路公団）が行っていることが通常でした。それは、前回の「[P F I](#)と[P P P](#)」でも触れたようにインフラの建設に巨額の資金が必要であることなどの他、事業継続性の確保（インフラの運営を途切れさせないこと）が重要であることなども理由として挙げられます。例えば、水道が何日もストップしたら、人々の日常生活に大きなマイナスとなってしまいます。

1) なお、わが国の現行の法律では、売買を含む権利の移転には、公共施設等の管理者（つまりは行政）の許可が必要になっています。

しかし、フランスなどでは100年以上前から民間企業が水道を運営しているケースがあります。また、わが国でも電気やガスなどは日常生活に欠かせない公共性を持つインフラではありますが、民間企業によって運営されているケースが大半となっています。つまり、民間企業が公共のインフラを運営することは無理な話ではありません。

ただし、わが国の上下水道や道路、空港などの主な公共のインフラは、行政によって整備されてきたものが大半です。行政によって整備されたインフラを売却して、民間企業に運営を任せるという方法もあるかと思います。ただ、民間企業側からすれば、インフラを購入してまで運営を実施するメリットがあるのかを考えます。一方、行政側からすれば、インフラを売却した後に民間企業がそのインフラの運営を止めてしまったり、廃棄してしまったりするリスクは避けたいところです。そこで、「公共施設等運営権」という権利を設定して、行政が所有するインフラを民間が運営しやすくしようというのがコンセッションなのです。

図表 従来型PFIとコンセッションの事業イメージ



(出所) 内閣府「PFIの現状について(平成25年6月)」を基に大和総研作成

コンセッションでは、上下水道、有料道路、空港などの料金収入が見込める公共のインフラに公共施設等運営権を設定し、その権利を民間企業が行政から購入してインフラの運営を実施、料金収入を得て運営を継続していきます(図表)。行政側からすれば、「公共のインフラの建設費 < 権利の対価」であれば建設費負担以上の収益を得たことになり、「公共のインフラの建設費 > 権利の対価」であっても建設費の節約に寄与し、運営リスク(料金収入が思ったほど伸びない等)を切り離すことができます。一方、民間企業側からすれば、運営リスクを背負うこととなりますが、料金収入を伸ばすよう

---

な様々な工夫をこらすことによって、収益拡大を狙うチャンスが増えることとなります。インフラのサービスを享受する利用者や住民にとっては、民間企業が行政よりも良いサービスを適正な料金で提供してくれるのであれば、満足度も高まることとなります。また、行政にとってのインフラの建設費が節約されることは、納税者としての住民にとってプラスであり、コンセッションを実施している民間企業が利益を上げて納税額が増えれば、これまたプラスです。

もちろん、民間企業の運営が失敗する可能性もあります。その場合は、公共施設等運営権を別の民間企業に移転させて運営を継続するか、行政が買い戻すかという選択になりますが、当初の民間企業が運営している間の公共のインフラが適切に維持管理されていれば、失敗に伴う損失を軽減することが可能です。そのためにも、行政側はコンセッション実施後も適切な監視と民間企業との有効なコミュニケーションを継続する必要があります。

## 2 法改正と成長戦略でこれからの展開に期待

いわゆるアベノミクスの「第三の矢」である「民間投資を喚起する成長戦略」に関して、安倍首相は『官業』を大胆に開放する」とスピーチしています（2013年6月5日）。2013年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」では、その一環として、「公共施設等運営権等の民間開放（PPP／PFIの活用拡大）」が盛り込まれています。「空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）の導入を推進する」（「日本再興戦略」より）としています。

コンセッションは、PPPの一形態であり、またわが国ではPFIの一部に含まれるともいえます<sup>2</sup>。前回の「PFIとPPP」でも触れたように、わが国では1999年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（通称PFI法）が制定され、PFIの手法が活用されるようになりましたが、大規模なインフラの運営などにも活用できるコンセッションについては具体的な事例がありませんでした。前述した事業継続性の確保が重視されるという点に加え、わが国には公物管理という考え方があり、行政が整備した公共用の財産は行政が管理・運営することを前提として道路や上下水道などのインフラに関わる法律が作られていたためです。しかし、2011年のPFI法改正により、「公共施設等運営権」が明示され、コンセッションの導入が推進されることとなりました。

---

2) 民営化の定義と同様に、PFIやコンセッションの定義は国によって多少異なっています。また、PFIについても所有形態別の類型によるBTO（Build-Transfer-Operate）方式、BOT（Build-Operate-Transfer）方式、BOO（Build-Own-Operate）方式、RO（Rehabilitate-Operate）方式といった分類、あるいは事業類型によるサービス購入型、独立採算型、混合型といった分類があります。詳細について知りたい方は、内閣府民間資金等活用事業推進室のウェブサイト <http://www8.cao.go.jp/pfi/> の各種情報、特に「PFIに関する年次報告（平成21年度）」などをご参照ください。

---

ただし、コンセッション導入を明示したPFI法改正は、東日本大震災発生と重なる形となったこともあり、具体的な展開はこれからと期待されます。前述したように成長戦略としての「日本再興戦略」では、コンセッション推進が掲げられています。また、空港分野でのコンセッションを実現させるために、国土交通省は研究会などを開催してきており、それらを踏まえた「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」が2013年6月に成立しました。この法律では空港に公共施設等運営権を設定できることが明示され、第一号の適用として仙台空港でのコンセッション実現が進められています（本稿執筆時点）。仙台空港などでのコンセッションが実現すれば、それに応じた具体的なメリットや課題なども明らかになり、他の空港やインフラなどに広がるきっかけとなると期待されます。

以上  
(次回予告：インフラの資金源)